

(案)

平成30年度 石油コンビナート等防災体制検討会 開催要綱

第1条 (目的)

石油コンビナートの総合的な防災体制に関する検討を行うため、平成30年度 石油コンビナート等防災体制検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

第2条 (検討事項)

検討会は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の地震・津波対策及び防災訓練について、概ね次の事項について調査・検討を行う。

- (1) 防災計画に規定されている地震及び津波に関する災害想定、予防対策、応急対策及び避難計画等
- (2) 石油コンビナート等防災本部における防災訓練の実施状況、訓練手法等

第3条 (検討会)

検討会の委員は、学識経験者、消防機関の職員、関係団体を代表する者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁特殊災害室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置く。座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 検討会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開催することができない。
- 5 検討会は原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。
- 6 検討会は、審議の必要に応じて外部の有識者等に意見を求めることができる。

第4条 (任期)

委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

第5条 (庶務)

検討会の庶務は、消防庁特殊災害室が処理する。

第6条 (補則)

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

- 2 検討会には、その委員の代理者の出席を認める。

附則 この要綱は、平成30年 月 日から実施する。